

武田薬品工業株式会社の子会社・関連会社の皆さまへ

ゴルファー保険のご案内

《個人賠償責任保険・ゴルファー特別約款》

保険期間：2019年1月1日午後4時～2020年1月1日午後4時（1年間）

この制度で、被保険者（補償の対象者）となる方の範囲については、7ページをご参照ください。



ゴルフプレー中の思いがけない事故に備えて、ゴルファー保険をおすすめします。
ぜひ、この機会にご加入ください！

中途加入もできますので、ご希望の方はお問い合わせください。

団体割引30%適用!!

(※)前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

申込締切日 2018年10月26日(金)

(加入申込票が提出先に到着する日)

加入申込票提出先 各社総務部あるいは株式会社近江屋へご提出ください。

＜保険料の払込方法＞

- 2019年2月の給与より控除させていただきます。(一時払)
- 新規加入、加入内容変更をご希望の方は、申込締切日までに必ず加入申込票をご提出ください。

＜自動継続の取扱い＞

前年からご加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

お問い合わせは

＜取扱代理店＞

株式会社近江屋（本社）

所在地：〒541-0045

大阪府中央区道修町2-3-8
武田北浜ビル5階

TEL：0120-61-0038

株式会社近江屋（東京支店）

所在地：〒103-0027

東京都中央区日本橋2-12-7

TEL：0120-47-0038

＜引受保険会社＞

（幹事会社）

三井住友海上火災保険株式会社
関西企業営業第二部第二課

所在地：〒540-8677

大阪府中央区北浜4-3-1
三井住友海上大阪淀屋橋ビル

TEL：06-6233-1541

武田薬品工業株式会社

ゴルファー保険の概要

1 賠償責任補償 ゴルフのプレー中に他人に損害を与えたとき

<具体例>

- ★ゴルフ場のティーグラウンドでまわりを確認しないで素振りしたら、パートナーに当たってケガをさせた。
- ★前の組のプレーヤーが近い距離にいたにもかかわらず、キャディの確認を待たずにボールを打ち、前の組のプレーヤーにボールが当たってケガをさせた。
- ★自宅の庭で練習中に誤って隣家のガラスを割った。 など

海外も補償



2 傷害補償 ゴルフ場やゴルフ練習場でゴルファーご自身がケガをされたとき

<具体例>

- ★ゴルフ場でプレー中に後ろのパーティーのボールが当たってケガをした。
- ★ゴルフプレー中、くぼみに足をとられ転倒しケガをした。 など

海外も補償



3 ゴルフ用品補償 ゴルフ場やゴルフ練習場でゴルフ用品を盗まれたり、ゴルフクラブを損傷されたとき

<具体例>

- ★ゴルフ練習場でゴルフバッグが盗難にあった。
- ★ゴルフ場でプレー中に誤ってクラブを折ってしまった。 など

海外も補償



4 ホールインワン・アルバトロス ラウンド中にホールインワンまたはアルバトロスを達成されたとき

国内のみ補償

- 原則として、セルフプレー時に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
(セルフプレー時等キャディを同伴しない場合のお支払対象については、本パンフレット4ページの「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。)
- 複数の保険(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)にご加入いただいても、お支払額はそのうちの最も高い保険金額が限度となります。

(注)上記2から4の補償には特約のセットが必要です。

支払限度額・保険金額と保険料

下記2. から4. の補償は特約のセットが必要です。支払限度額・保険金額に保険金額の記載がある場合に限り、補償の対象になります。

支払限度額・保険金額	Aセット	Bセット	Cセット
1. 賠償責任支払限度額	2億円	2億円	2億円
2. 傷害保険金額	443万円	384万円	384万円
3. ゴルフ用品保険金額	38万円	23万円	15万円
4. ホールインワン・アルバトロス 費用保険金額	50万円	30万円	15万円
保険料(年払)	8,000円	5,000円	3,000円

※免責金額はありません。



保険金のお支払いについて

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額

※印を付した用語については、6ページの「用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)
2ページの「支払限度額・保険金額と保険料」に保険金額の記載がある場合に限り、補償の対象になります。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
賠償責任保険金	保険期間中の日本国内外におけるゴルフの練習、競技または指導中の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物(ゴルフカート等他人から借りたり預かったりした物を除きます。)を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)から免責金額※を差し引いた額および訴訟費用(*)等をお支払いします。 (*)引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1)法律上の損害賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、支払限度額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や支払限度額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。
死亡保険金 ★ゴルファー傷害補償特約	保険期間中の日本国内外におけるゴルフ場敷地内※でゴルフの練習、競技または指導中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、傷害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。
後遺障害保険金 ★ゴルファー傷害補償特約	保険期間中の日本国内外におけるゴルフ場敷地内※でゴルフの練習、競技または指導中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合	後遺障害※の程度に応じて、傷害保険金額の100%~4%をお支払いします。 (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、傷害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、傷害保険金額が限度となります。
入院保険金 ★ゴルファー傷害補償特約	保険期間中の日本国内外におけるゴルフ場敷地内※でゴルフの練習、競技または指導中の事故によるケガ※のため、入院※された場合	[傷害保険金額の1.5/1,000]×[入院日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院※に対しては入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院の日数は180日が限度となります。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。
通院保険金 ★ゴルファー傷害補償特約	保険期間中の日本国内外におけるゴルフ場敷地内※でゴルフの練習、競技または指導中の事故によるケガ※のため、通院※された場合 (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス等※を常時装着したときは、その日数について通院したものとなります。	[傷害保険金額の1/1,000]×[通院日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院※に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院の日数は90日が限度となります。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注3)通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。
ゴルフ用品保険金 ★ゴルフ用品補償特約	保険期間中の日本国内外におけるゴルフ場敷地内※でゴルフ用品(*)の盗難およびゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合 (*)「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有する加入者証記載のゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。 (注1)自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に生じた場合に限り保険金をお支払いします。 (注2)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。	被害物の損害額(被害物の修理費または時価額※のいずれか低い方が限度となります。)をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
<p>ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約</p>	<p>日本国内のゴルフ場※において被保険者が達成した次のホールインワン※またはアルバトロス※について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。</p> <p>① 次のアおよびイの両方が目撃※したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>ア. 同伴競技者※ イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ※等。具体的には次の方をいいます。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など</p> </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(注)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</p> </div> <p>② 達成証明資料^(※1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書^(※2)により証明できるものに限りします。 <p>(※1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。</p> <p>(※2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。</p> <p>(a)同伴競技者 (b)同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者 (c)ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</p> <p>(注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセッティングすることができません。</p>	<p>次の費用のうち実際に支出した額をお支払いします。</p> <p>ア. 贈呈用記念品購入費用^(※) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場※に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ※に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。)</p> <p>(※)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。</p> <p>(注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワン※またはアルバトロス※ごとに保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。</p> <p>(注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> <p>(注4)保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。</p>

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、ゴルファー傷害補償特約の通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、6ページの「用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と生計を共にする同居の親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(ゴルフの補助者として使用するキャディを除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●自動車(ゴルフ場敷地内※におけるゴルフカートを除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動に起因する損害賠償責任 ●地震、噴火または津波に起因する損害賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p>
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ
後遺障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
入院保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの ●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
通院保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって生じた肺炎 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>
ゴルフ用品保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と生計を共にする親族※の故意による損害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ●ゴルフ用品の自然消耗、性質によるさび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による損害 ●ゴルフ用品の汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害 ●ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p style="text-align: right;">など</p>
ホールインワン・アルバトロス費用保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●日本国外で達成したホールインワン※またはアルバトロス※ ●ゴルフ場※の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人(*)が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス <p style="text-align: right;">など</p> <p>(*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。</p>

用語のご説明

用語	説明		
あ			
アルバトロス	ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。		
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。		
医師	被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。		
か			
ギプス等	ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。		
頸(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。		
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。 ① 細菌性食中毒 ② ウイルス性食中毒 (*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。		
ケガを被った所定の部位	次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限りです。 ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限りです。		
後遺障害	治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見※のないものを除きます。		
誤嚥(えん)	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。		
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設(ゴルフ練習場を含みます。)をいいます。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">ホールインワン・アルバトロス費用補償特約をセットした場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日本国内に所在する9ホール以上を有するものに限りです。</td> </tr> </table>	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約をセットした場合	日本国内に所在する9ホール以上を有するものに限りです。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約をセットした場合			
日本国内に所在する9ホール以上を有するものに限りです。			
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場※として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。		
さ			
再調達価額	損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。		
時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額※から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。		
親族	6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。		
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。		
た			
治療	医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。		
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療※を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。		
溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。		
同伴キャディ	被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成したゴルフ場※に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。		
同伴競技者	被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。		
な			
入院	自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。		
は			
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。		
ホールインワン	各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。		
ま			
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。		
目撃	被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。		

ご注意事項（必ずお読みください）

ご加入にあたっての注意事項

- この保険は武田薬品工業株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ保険会社に支払います。なお、保険契約者が保険会社に保険料を支払わなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をした場合、保険会社は返還保険料を保険契約者にお支払いします。
- お申込人となれる方は武田薬品工業株式会社の子会社・関連会社の役員・従業員に限ります。
- この制度で被保険者（補償の対象者）となれる方の範囲は、武田薬品工業株式会社の子会社・関連会社の役員・従業員およびその家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。）です。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特別約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特別約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- ＜保険金受取人について＞
 - ・golfer傷害補償特約の死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
 - ・golfer傷害補償特約の死亡保険金以外の保険金は、被保険者にお支払いします。
- ＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。）。
 - ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

保険金をお支払いする場合に該当したときの手続

- 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡**（連絡先は12ページ参照）

保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 保険金のご請求時にご提出いただく書類**

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

 - 引受保険会社所定の保険金請求書
 - 引受保険会社所定の同意書
 - 事故原因・損害状況に関する資料
 - 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
 - 引受保険会社所定の診断書
 - 診療状況申告書
 - 公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
 - 死亡診断書
 - 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
 - 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

●保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(*2)を終えて保険金をお支払いします。^(*3)

(*1)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(*2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特別約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」は行いませんが、賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- 支払限度額・保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

- 「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

- 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

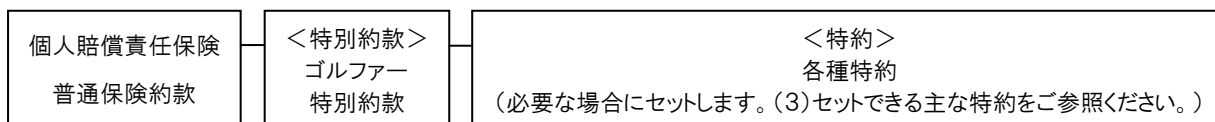
- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更 など)
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

契約概要のご説明（個人賠償責任保険・golfer特別約款）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特別約款および特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み



(注)記名被保険者のみが被保険者(補償の対象者)となります。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合は3ページ～4ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特別約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

3ページ～4ページをご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

5ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特別約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

3ページ～5ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特別約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

お客さまが実際にご加入いただく支払限度額・保険金額につきましては、2ページの支払限度額・保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特別約款・特約等にてご確認ください。

2. 保険料

保険料は支払限度額・保険金額・免責金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

表紙をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（個人賠償責任保険・ゴルファー特別約款）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特別約款・特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険は武田薬品工業株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1)ご加入時における注意事項（告知義務—加入申込票の記入上の注意事項）

被保険者（補償の対象者）には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記入内容を必ずご確認ください。

(2)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、ゴルファー保険、個人賠償責任保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

■傷害補償特約の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者に傷害補償特約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は傷害補償特約^(*)を解約しなければなりません。

①傷害補償特約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合

・引受保険会社に傷害補償特約^(*)に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、傷害補償特約^(*)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、傷害補償特約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に傷害補償特約^(*)の解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*)傷害補償特約

その被保険者に係る部分に限ります。

■特約の補償重複

次表の特約などのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（ゴルファー保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。^(注)

(注)1契約のみに特約をセットした場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	ゴルファー保険の賠償責任補償	自動車保険の日常生活賠償特約
②	ゴルファー保険のゴルフ用品補償特約	傷害保険の携行品特約
③	ゴルファー保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約	傷害保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、表紙記載の方法により払込みください。表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

5ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特別約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害またはケガを生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、表紙記載の方法により払込みください。表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

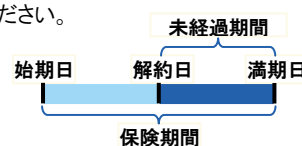
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

7ページをご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

13ページをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは	
〈取扱代理店〉株式会社近江屋(本社) TEL : 0120-61-0038	〈取扱代理店〉株式会社近江屋(東京支店) TEL : 0120-47-0038
三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは 「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料) 受付時間: 平日 9:00~20:00 / 土日・祝日 9:00~17:00 (年末・年始は休業させていただきます。)	
万一、事故が起こった場合は 取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。 24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」 事故は いち早く 0120-258-189 (無料)	
指定紛争解決機関 引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター 0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)] 受付時間: 平日 9:15~17:00 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)	

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

共同保険について

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。(なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいで案内します。)

(幹事会社)	三井住友海上
(非幹事会社)	あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社 東京海上日動火災保険株式会 社